

「令和8年度京都市立中京中学校水泳授業委託」プロポーザルに係る質問に対する回答

番号	質問	回答
1	仕様書7(1)②(エ)「各学年2回程度の補講の時間を確保する。」について、この文の解釈は、「必ず補講を実施すること」でしょうか。あるいは「補講する期日を設定すること(必ず補講を実施する必要がない)」でしょうか。	補講は、あらかじめ予定していた授業が実施できなかった場合の予備日とご理解ください。したがって、予定していた授業が実施できなかった場合は、補講として確保した時間を使って授業を実施し、仕様書に記載の指導時数を必ず確保してください。
2	仕様書8(2)「学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等の様々な事由により水泳授業の実施が不可となった場合のキャンセル料等は発生しないものとし、発生する諸費用は受注者の負担とする。」について、あらかじめ授業中止が予測される場合(台風等接近予報やインフルエンザ等の感染症等感染状況等)は、事業者が不要な指導員配置を回避するために、授業予定日より前に学校と連携して、授業日を変更することは可能でしょうか。	あらかじめ学校と協議のうえ、授業日を変更いただくことは可能です。